

石川県道路交通法施行細則改正

平成14年2月1日施行

積雪・凍結道路での 安全な走行のために!

石川県道路交通法施行細則

第12条 第1項 第1号

積雪又は凍結している道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、雪道用タイヤ（滑り止め性能を有する雪道用タイヤで接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を全車輪に装着し、又はタイヤチェーン等を駆動輪（すべての車輪が駆動するものにあつては、前軸輪又は後軸輪）及び被けん引車の最後部の軸輪に取り付けて滑り止めの措置を講ずること。



- 雪道用タイヤを全車輪に装着
(スノータイヤ・スタッドレスタイヤなど)
又は
- 普通タイヤの場合、タイヤチェーンを駆動輪に装着
 - 四輪駆動車は前軸輪又は後軸輪のいずれかに装着
 - トレーラー車はタイヤチェーンを駆動輪と被けん引車の最後部の軸輪に装着



罰則

罰 金：5万円以下

反則金：大型7千円／普通6千円／二輪6千円／原付5千円

石 川 県 警 察